

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和5年（2023年）6月12日

北海道知事 鈴木 直道

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名

道産水産物需要拡大事業委託業務

(2) 業務の目的

近年、海洋環境の変化などにより、サケやサンマなどの本道主要魚種の生産量が減少する一方、マイワシ、ブリ、ニシンの生産量が急激に増加している。しかし、北海道においてこれらの魚種の認知度や消費量は依然として低く、これら魚種について更なる需要拡大を図る必要がある。このため、これらの魚種を対象に飲食店等におけるメニューフェアを実施するほか、フェアを通じたPRを行い、更なる消費の拡大を図る。

(3) 業務内容

別添の道産水産物需要拡大事業委託業務実施要領のとおり。

(4) 契約期間

契約締結日から令和6年（2024年）3月22日（金）まで

(5) 納入場所

名称 北海道水産林務部水産局水産経営課水産流通係  
所在地 札幌市中央区北3条西6丁目（〒060-8588）

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

複数法人による連合体（以下「コンソーシアム」という）又は単体の企業とする。  
コンソーシアムの構成員及び単体の企業は、次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 道内に事務所又は事業所を有する者であること。
- (5) 道税を滞納していない者であること。道に納税義務のない者は、本店所在地の法人事業税を滞納している者でないこと。
- (6) 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
  - (ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
  - (イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
  - (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (8) コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者ではないこと。

### 3 企画提案指示書の交付に関する事項

#### (1) 北海道水産林務部水産局水産経営課ホームページからのダウンロード

##### ア 交付期間

公告の日から令和5年(2023年)7月3日(月)まで

##### イ ホームページのURL

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/156115.html>

#### (2) 直接交付

ア 交付期間 公告の日から令和5年(2023年)7月3日(月)まで(交付時間は土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く平日の午前9時から午後5時まで。)

イ 交付場所 以下10に同じ

### 4 参加表明書の提出について

#### (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次のアからエまでに定めるところにより参加表明書等を提出し、上記2に掲げる資格を有するかどうかの審査を受けなければならない。

##### ア 提出期限

令和5年(2023年)6月23日(金)17時(必着)

##### イ 提出場所

以下10に同じ

##### ウ 提出書類

参加表明書及び添付資料

##### エ 提出方法

持参(受付時間は土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く平日の午前9時から午後5時まで。)又は郵送(配達記録、簡易書留、書留のいずれか)により、1部を提出

#### (2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

### 5 企画提案書の提出期限、場所及び方法

#### (1) 提出期限

令和5年(2023年)7月3日(月)17時(必着)

#### (2) 提出場所

以下10に同じ

#### (3) 提出書類

企画提案書、付属資料

#### (4) 提出方法

持参(受付時間は土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く平日の午前9時から午後5時まで。)又は郵送(配達記録、簡易書留、書留のいずれか)により、8部(※)を提出

※1部は提案者名を記載し、残りの7部には提案者名を記載しないこと(また、企画提案書の文中には提案者名を記載しないこと)。

### 6 プロポーザル審査会

令和5年(2023年)7月10日(月)にプロポーザル審査会を開催し、提案内容を聴取する。

7 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

8 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

9 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続きを行う。

10 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道水産林務部水産局水産経営課水産流通係（担当：吉江、越智）
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目（〒060-8588）
- (3) 連絡先 電話 011-204-5464（直通）  
ファクシミリ 011-232-8904

11 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 無効となる参加表明書又は企画提案書
  - ア 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。
  - イ 企画提案書作成要領に指定する作成様式及び作成上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
  - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
  - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
  - オ 虚偽の内容が記載されているもの。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (4) 審査結果及び特定者名は公表する。
- (5) 詳細は企画提案指示書等による。